

コーポレート・ガバナンス

記載内容は、2006年5月31日に東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」を、2008年6月27日に最終更新したものです。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求し、同時に事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性と健全性を確保するため社外役員を積極的に任用しております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことによって意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めることにより、経営の透明性、効率性を一層向上させてまいります。

グループ会社につきましては、1.当社の事業の機能を分担する会社、2.当社と戦略を共有しシナジーを追求する会社、という区分のもとに位置づけを明確にし、グループ運営を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	135,379,832	6.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	102,825,000	4.97
富士電機ホールディングス株式会社	94,663,469	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	87,260,000	4.22
富士電機システムズ株式会社	60,978,646	2.95
朝日生命保険相互会社	40,743,856	1.97
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	37,894,395	1.83
富士電機機器制御株式会社	36,886,345	1.78
株式会社みずほコーポレート銀行	32,654,030	1.58
富士通株式会社従業員持株会	23,772,623	1.15

3. 企業属性

上場取引所および市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
(連結)従業員数	1,000人以上
(連結)売上高	1兆円以上
親会社	なし
連結子会社数	300社以上

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社および持分法適用関連会社のうち、以下の会社は上場しております。

〈連結子会社〉

富士通フロンテック(株)、(株)富士通ビー・エス・シー、(株)富士通ビジネスシステム、ニフティ(株)、新光電気工業(株)、富士通コンポーネント(株)

〈持分法適用関連会社〉

(株)富士通ゼネラル、FDK(株)、南通富士通微電子有限公司

上場会社につきましては、各社の自主性を尊重しておりますが、「富士通」または「Fujitsu」を商号または商標に用いる場合には、事前に当社の承認を得ることとしております。また、役員の選出、報酬の決定は各社が行いますが、候補者や金額について事前に報告を受けることがあります。また、予算の策定や修正、決算状況につきましては、当社の連結決算に影響を与えることから、合理的な範囲で報告を受けることがあります。

II 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 ^{*1}								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
野中 郁次郎	学者				○				○	
伊藤 晴夫	他の会社の出身者				○	○			○	○

^{*1} 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
野中 郁次郎	一橋大学名誉教授	経営学の高い見識を有しておられるため。
伊藤 晴夫	伊藤 晴夫氏が代表取締役を務める富士電機ホールディングス(株)を持株会社とする富士電機グループは、当社の株式の5.47%を所有するほか、退職給付信託財産として当社の株式の5.94%を所有しております。 また、当社は同社の株式の9.96%を所有しており、当社の相談役が富士電機ホールディングス(株)の取締役就任しております。同社グループと当社の間には営業取引関係があります。	当事業内容についての深い見識を有しておられるため。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

当社は上記社外取締役のほか、元当社常務取締役であるため会社法上の社外取締役には該当いたしません。大浦 博氏((株)アドバンテスト相談役)を社外取締役として招聘し、経営監督機能を強化しております。なお、当社と(株)アドバンテストには、営業取引関係があります。また、当社は2007年度において、取締役会を計19回開催いたしましたが、大浦氏を含む社外取締役3名の出席率は、約95%でした。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人との連携につきましては、定期的会合を年3回開催し、監査上の重要ポイントおよび内部統制監査に関するリスク評価等について情報・意見交換と意思の疎通を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査組織との連携につきましては、監査役は内部監査組織である経営監査部より、期初に監査体制および監査計画等の説明を受け、期中においては、適宜内部監査結果の報告を受け、相互の情報・意見交換と意思の疎通を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係 ^{*1}								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
稲葉 善治	他の会社の出身者					○			○	
石原 民樹	他の会社の出身者				○				○	
山室 恵	弁護士				○				○	

*1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
稲葉 善治	当社は、稲葉 善治氏が代表取締役を務めるファナック(株)の株式を5.00%所有しており、当社の取締役が同社の監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。	当社の事業内容について広い見識を有しておられるため。
石原 民樹	石原 民樹氏が特別顧問を務める清和総合建物(株)と当社グループの間には営業取引関係があります。	金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられるため。
山室 恵	弁護士、東京大学大学院法学政治学研究科教授	法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しておられるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社は2007年度において、取締役会を計19回、監査役会を計8回開催いたしました。社外監査役3名の出席率は、取締役会が約91%、監査役会が約96%でした。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

経営責任の明確化を図るため、取締役の報酬については、定額報酬と業績連動型報酬とを併用しております。また、役員報酬体系の見直しとして、2007年4月26日開催の取締役会において、以下のとおり決議いたしました。

- ・2007年6月(第107回定時株主総会終結時)をもって、役員退職慰労金制度を廃止すること。
- ・従来の退職慰労金を、基本報酬(月額)に組み入れ、定額部分と業績連動部分に区別したこと。
- ・より透明性を高めるため、役員賞与支給を、定時株主総会において決議すること。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション付与については、2001年、2002年に付与しております。
 2001年には取締役32名(社外取締役を含む)、従業員15名に付与。
 2002年には取締役32名(社外取締役を含む)、従業員18名に付与。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

2007年度における取締役および監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりです。

・取締役	10名	630百万円
うち社外取締役	2名	16百万円
・監査役	5名	118百万円
うち社外監査役	3名	28百万円

* 上記の報酬等の総額には、2008年6月23日開催の第108回定時株主総会において決議いただいた役員賞与が含まれており、その総額は、常勤の取締役6名(社外取締役を含まない。)に対して総額189百万円、および、常勤の監査役2名(社外監査役を含まない。)に対して総額34百万円です。

* 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額6億円以内と決議いただいております。

* 監査役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・サポートを担当するセクション…秘書室、監査役室、総務部(取締役会事務局)
- ・秘書室内に、社外取締役・社外監査役担当者を設置。

[担当内容]

社外取締役の求めにより、必要な社内(またはグループ全体)情報の提供、および説明を実施。

内容により、しかるべき部署の担当者が説明しております。

その他、定常的サポートとして以下の事項を行っております。

- ・取締役会日程連絡、招集通知等書類の送付
- ・来社時対応(通常月1回、取締役会開催時)

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社の経営の監督機関としては取締役会があり、その配下の常務会に代表される執行機能の経営監督を行います。

執行機関のうち常務会は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに、経営執行に関する重要事項を決定いたします。なお、常務会に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうち重要な事項については、取締役会にて決定いたします。常務会は、原則として月3回開催いたしますが、必要がある場合には随時開催いたします。

また、監査機能として監査役(会)があります。監査役は、取締役会および常務会などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会および執行機能の監査を行います。

また、内部監査組織としては経営監査部(2008年3月31日現在の人員:48名)を設置しております。経営監査部は、社内および関係会社の業務監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を常務会で定期的に報告しております。

当社の会計監査業務を実施した公認会計士は友永道子、角田伸理之、唐木秀明、紙谷孝雄の4名であり、新日本監査法人に所属しております。

指名委員会、報酬委員会はいずれも設置しておりません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権を行使するための十分な検討期間を確保する観点から、招集通知は株主総会開催日の概ね3週間前に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくため、2001年6月開催の定時株主総会より、株主総会の開催日につき、いわゆる「集中日」を避けて開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会にご出席いただけない方々の議決権行使促進および利便性向上の観点から、2002年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を受け付けており、また、2006年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。

2. IRに関する活動状況

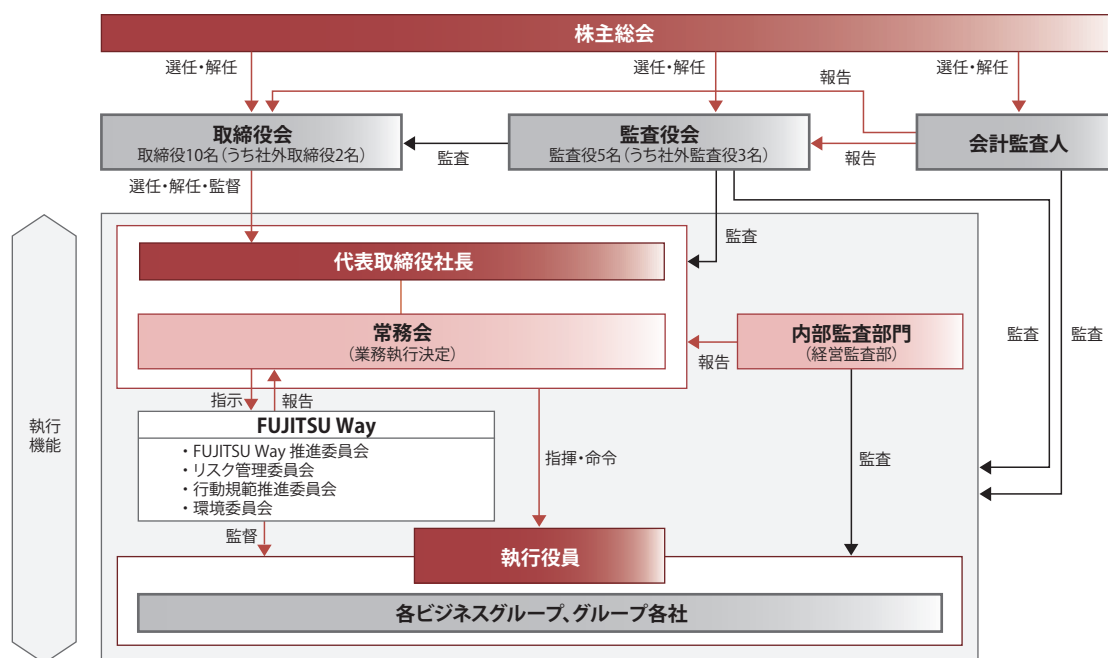
	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	なし	個人投資家向け説明会は現在開催しておりませんが、IRサイトにおいて個人投資家向け専用サイトを設けております。またIRサイトにはお問い合わせフォームも設置するなどして、個人投資家の皆様とのリレーション向上に努めております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	社長による経営方針説明会、CFOによる決算説明会、各事業責任者による事業戦略説明会を定期的に開催しております。また、社長、CFO、各事業責任者クラスによる説明会では、必ずマスコミ向けの説明会も開催し、報道を通じて個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう配慮をいたしております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	あり	CFOが定期的に海外の機関投資家訪問を行っております。また、欧米にIR担当者を駐在させ、決算時に関わらず常に投資家とのリレーションを持っております。なお、日本国内で開催したIRミーティングのプレゼンテーション資料、Q&Aを英文化してIR英語サイトにも掲載しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	有価証券報告書(和文)、事業報告(和文)、決算短信(和英)、アニュアルレポート(和英)、IRミーティング・プレゼンテーション資料(和英)、富士通グループ社会・環境報告書(和英)、株主総会招集通知等の各種IR資料を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	IR担当役員としてはCFOがその任にあたり、IR担当部署としては広報IR室を設置しております。
その他	—	上記のほか、機関投資家、証券アナリスト向け説明会の資料をIRサイトに掲載するとともに、音声を中心にストーリーミングで配信しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」では、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としており、お客様、株主・投資家、お取引先、社員など、あらゆるステークホルダーの期待に応えることを企業指針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動については、「FUJITSU Way」の企業指針に「社会・環境へ社会に貢献し地球環境を守ります～」を掲げており、従来より積極的な活動を継続しております。現在は、2007年度から2009年度までを期間とする「第5期富士通グループ環境行動計画」に基づく活動を推進中です。2006年3月には、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001において、海外連結子会社まで拡大したグローバル統合認証を取得いたしました。CSR活動においては、「FUJITSU Way」の実践として、社内各部門において前項のステークホルダーからの期待と信頼に応えるための諸活動（「FUJITSU Way」の浸透と徹底、お客様起点経営の推進等）を実施しております。これらの活動の詳細については、毎年、「富士通グループ社会・環境報告書」を発行し、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針としては、株主や投資家、証券アナリストへの適時・適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すとの認識に立って、金融商品取引法や上場している金融商品取引所の適時開示規則に則って情報を開示しております。また、規則に該当しない場合や会社にとって不利な情報であっても、投資判断に係わると判断した情報については、迅速、正確かつ公平な開示に努めることを基本方針としております。さらに、お客様、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重する上で、情報提供が必要と判断した情報についても、会社にとって不利な情報も含め、迅速、正確かつ公平な開示に努めることを基本方針としております。
その他	「お客様」にとってかけがえのないパートナーとなることを目指す「お客様起点経営」を推進しております。社員一人ひとりが「お客様起点」で考え、日々の業務のなかで実践していくために、従来より推進している「経営品質向上活動」を社内各部門により一層徹底し、「お客様起点」での改善を継続的に行える組織体質づくりに取り組んでおります。具体的な活動の一つとして、定例会議（会長・社長以下役員、上級幹部社員、グループ企業社長が出席）にて、お客様からの苦情内容とそれに対する改善の事例を継続的に紹介しております。これにより、当社グループ各部門の責任者が具体事例について情報共有し、「お客様の声」に対する意識を高め、積極的な改善活動を実施しております。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況



【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、取締役会において、以下のとおり内部統制体制の整備に関する基本方針につき決議しております（2006年5月25日決議、2008年4月28日改訂^(*)）。

1. 目的

富士通グループは、「常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供すること」を企業理念とすることを、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」において宣言しております。

この「FUJITSU Way」の実践を通じて、グループとしてのベクトルを合わせることで、更なる企業価値の向上と社会への貢献を目指しております。

また、富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

2. 当社および富士通グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、常務会等の執行機能の監督および重要事項の意思決定を行う。執行機関のうち、常務会は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要事項について決定する。常務会に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。

- ② 当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を積極的に任用する。
- ③ 取締役会は、職務執行に係わる取締役、経営執行役、常務理事（以下「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
- ④ 経営者は、「取締役会規則」、「常務会規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。
- ⑤ 経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。
- ⑥ 経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
- ⑦ 取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(2) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ② 経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「FUJITSU Way」の遵守を徹底させるとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ③ 経営者は、富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ④ 経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役会に通知する。
- ⑤ 経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
- ⑥ 取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営者は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 経営者は、富士通グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- ③ 経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。
- ④ 経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定め、適当に保存・管理を行う。
- ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ② 取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5) 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。
- ② 当社は、上記①を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「富士通グループ運営規定」を制定する。
- ③ 当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
- また、富士通グループの監査役は富士通グループ監査役連絡会等を通じて、監査の視点からの富士通グループにおける課題の確認等を行う。
- ④ 当社およびグループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行ったうえでこれを実施するものとし、必要に応じ、別途「富士通グループ運営規定」で定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。
- ⑤ 当社の内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。
- グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

〈独立性の確保に関する事項〉

- ① 当社は監査役の職務を補助すべき社員の組織として監査役室を置き、その社員は監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。
- ② 経営者は、監査役室の社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。
- ③ 経営者は、監査役室の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

〈報告体制に関する事項〉

- ① 当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ② 当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ③ 当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

〈実効性の確保に関する事項〉

- ① 当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ② 内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
- ③ 監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

*2 当社グループでは、Mission (目標)、Values (指針)、Code of Conduct (行動指針)を定めた「The FUJITSU Way」を企業および社員の行動の原理原則として位置づけておりましたが、より永続的・普遍的で、かつ簡潔なメッセージ性の高い表現にすることで、全グループ会社への適用と確実な浸透を図るため、2008年4月1日より企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」に改定いたしました。

【内部統制システムの整備状況】

当社は、執行担当部門を定め、責任を持って内部統制体制を構築しております。また、諸規定および業務の見直しを通じ、より健全な業務執行体制の整備に向けた取り組みを実施してまいります。

また、当社グループでは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範を定めた「FUJITSU Way」を、社員の行動の原理原則として位置づけております。

この「FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制として、常務会直属の委員会である「FUJITSU Way推進委員会」、「リスク管理委員会」、「行動規範推進委員会」および「環境委員会」の4つの委員会を設置し、事業活動の執行における健全性と効率性を追求しております。

各委員会の機能は以下のとおりです。

・FUJITSU Way推進委員会

「FUJITSU Way」の浸透、定着を図るとともに、金融商品取引法に対応した財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システム構築に向けた全社活動として「プロジェクトEAGLE」を推進しております。このプロジェクトは専任の推進体制を整え、当社グループ全体で展開しており、財務報告上の不備の改善はもとより、グループ全体の業務プロセス改革による業務の効率性も追求しております。

なお、内部統制システムの構築にあたっては、会計監査人の意見を斟酌しながら、プロジェクトを推進しております。

・リスク管理委員会

当社グループにおけるリスクマネジメントを推進しております。リスクに対する意識の浸透と潜在的なものも含めたリスク情報の抽出を行うことにより、予防対策の実行状況の確認を継続的に行うとともに、具体的な発生事案に関する情報の把握とお客様および当社グループ全体への影響を極小化するための対策を行っております。また、大規模災害等の不測の事態の発生時にも、お客様が必要とする高性能・高品質の製品やサービスを安定的に供給するために事業継続マネジメント(BCM)を推進しております。重要な事項は、常務会や取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行っており、当社グループ全体での危機管理体制の強化を図っております。

・行動規範推進委員会

社会規範および社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのため社内体制／仕組みの構築を推進しております。2004年9月より、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動規範の徹底に努めております。

・環境委員会

「富士通グループ環境方針」、「富士通グループ環境行動計画」に基づき、富士通グループ全体での環境活動の推進・強化を図っております。

財務報告の有効性・信頼性に係わる内部統制システムの構築にあたっては、会計監査人の意見を斟酌しながら、プロジェクトを推進しております。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループは、「FUJITSU Way」において、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを行動規範として定めております。これに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社グループは、対応統括部署を定め、グループ会社共通のマニュアルを作成し、顧問弁護士や警察および外部専門機関と連携して情報収集を行うとともに、研修の実施等により、職場における周知徹底を図ることで、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入いたしておりません。

今後とも、企業価値・株主様共同の利益を第一に考え、社会情勢などの変化に十分注意しながら、継続的に防衛策の必要性も含めた検討を進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
